

取 扱 基 準

名 称	がんばるまちなか支援事業補助金 【空き店舗運営・不足業種誘致事業】
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	まちなかの活性化を図るため、地域の特色を活かした空き店舗の有効活用に取り組む商店街団体及び公益活動団体等に対する補助金
目 標	数値化□ 非数値化■
	<目標が数値でない場合の評価方法> 過年度採択事業者への継続支援を適切に行う。
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	空き店舗の改装費、賃借料、誘致活動費用（会議開催に係る経費、宣伝広告費等）
補助額及びその算定方法又は補助率	限 度 額：400万円／年（改装費、誘致活動費） 200万円／年（賃借料） 補 助 率：対象経費×2／3補助 補助期間：①空き店舗運営事業 3年間 ②不足業種誘致事業 1年間 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 地域の特色を活かした空き店舗の有効活用を促進することが、喫緊の課題であるまちなかの活性化に特に資すると認められるため
開始時期	平成31年 4月 1日
評価の時期	令和 2年 9月30日
終 期	令和 3年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 活用事業者ごとに新潟市の補助金を活用した旨を公表
	〔媒体〕 事業報告書、ホームページ、店舗広告など
担当部署	経済部 商業振興課 商業振興係 電 話 025-226-1633（内線 31633・31634） e-mail shogyo@city.niigata.lg.jp